

令和7年第3回定例会 総務文教常任委員会会議録

令和7年10月16日(木)

開会 (9:57)

○箕智也委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された案件は、「条例の制定 1件」、「動産の取得 1件」の計2件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつをお願いしたい。

○高橋副市長

おはようございます。ようやく秋らしくなり、稲刈りの終わった田んぼには多くのハクチョウが飛来している。市の歳入予算の中で固定資産税は重要な位置付けとなっているが、ここ何年かの戸建て住宅がどのくらい新築されているかを調べたところ、令和4年が69件、令和5年が71件、令和6年が70件で、ほぼ横ばいである。この傾向は過去10年くらい遡っても同程度である。これだけ人口が減る中で戸建て住宅の建築件数が同じということは、逆に考えると、世帯を分けて新築住宅を作り、残った古い住宅は高齢者が住んでいる。どちらかというと将来的に空き家になる危険性が非常に高いということであるので、固定資産税としては良いが、空き家が増えていくことは大きな課題になるのではないかと考える。

本日は付託された案件2件だが、審議をよろしくお願いしたい。

議第79号 胎内市生涯学習施設整備推進審議会条例について

佐久間生涯学習課長説明

新たな生涯学習施設の整備について、市民の多様な意見や専門的知見をもとに、公平・中立の立場から助言、提言を得るとともに、その円滑な推進を図るため、胎内市生涯学習施設整備推進審議会を設置するもの。本審議会の所掌事項は、第2条において、市長の諮問に応じ、生涯学習施設の概要や機能、建設候補地などについて必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申することとする。組織については、第3条において、委員は15人以内とし、胎内市図書館、中央公民館、子育て支援センターの利用者、子育て世代、有識者、公募によるもの、その他、市長が適当と認めるもののうちから、市長が委嘱することとしている。任期は、第4条において、委嘱の日から、第2条の所掌事項が終了するまでとしている。会長及び副会長については、第5条に、会議の招集等については第6条に、意見の聴取等については、第7条に規定する。第7条では、会長が必要に応じて、委員以外のものを会議に出

席させて意見を聞き、または、必要な資料の提出を求めることができるとしている。第8条において庶務は生涯学習課が処理することとし、その他、第9条において、条例に定めるものの他の、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会で諮って定めることとしている。この条例は公布の日から施行するとし、可決いただいた後、公募の募集を含め委員の委嘱を行い、12月には審議会を設置し会議を開催したいと考えている。

質疑

○小野徳重委員

委員の数は、15名以内と話があったが、第3条第2項の(1)から(5)までの各々の人数と、識見を有する者とはどういう者か。

○佐久間生涯学習課長

委員の構成人数についてまだ具体的に定めていないが、概ね図書館等の利用者は2名程度、子育て世代の者は2名程度、識見を有する者は4名程度、その他市長が適当と認める者を3名程度で、公募による者を若干名とし、15名以内で委員を選任して委嘱したいと考えている。また、識見を有する者については、学術的、教育的、社会的な知見を元に助言をいただける方を選任したいと考えており、具体的には社会教育施設であるため、社会教育機関で識見を有する方や、教育全般。また、生涯学習施設は地域づくりの拠点という役割も高いと考えているため、そのような視点から、学術的な研究または実践をされている方から選任したいと考えている。

○小野徳重委員

識見を有する者は市外間わないのである。

○佐久間生涯学習課長

基本、市内の方と考えているが、住所は市外の方ということもありうると考えている。

○渡辺栄六委員

その他市長が適当と認める者を3名程度とのことだが、どういう基準で選考するのか。

○佐久間生涯学習課長

現在想定しているのが、様々な分野で活躍されている市民または団体の代表者、地域活動を熱心に行っている方から選任したいと考えている。

○渡辺栄六委員

公募は、1番が2名、2番が2名、3番が4名程度、5番が3名程度のことから、3、4名を想定すると思うが、公募が多かった場合、どう選考するのか。

○佐久間生涯学習課長

一応公募については、若干名という形で募集したい。人数的には2名から3名となるかと考えている。応募が多数ある場合は、応募締切り後に公募委員の選考委員会を開催し、応募理由等を総合的に勘案した上で、定員15名以内の人数になるよう絞り込んでいきたいと考えている。

○天木義人委員

第1号に市の図書館等の利用者となっているが、これはどういう人を指すのか。子育て支援センター利用者と子育て世代は重複すると思うが、見解は。

○佐久間生涯学習課長

第1号については、実際に図書館、中央公民館、子育て支援センターを日常的に利用されている方で、実際の利用状況もよく分かっている。そういう実践的な、具体的なところから発言いただける方を想定している。子育て世代と子育て支援センターの重複だが、あくまでも子育て支援センターの利用者というところから選任していきたいと考えており、子育て世代は、実際に施設の利用の有無にかかわらず、子育てしている団体の中から選任したいと考えている。

○天木義人委員

図書館利用者は市民全員が利用できるため、どのような方法で選ぶのか。公民館はサークルなどから代表者を選ぶというのは分かるが、図書館はどのような人を対象にしているのか、明確に分からぬ。また、子育て世代と子育て支援センター、それらの関係者から多く選任する必要があるのか。

○佐久間生涯学習課長

図書館の利用者は、図書館の担当から情報を得た中で選任していくことになるが、貸し借りだけではなく、図書館の独自のイベント等に関わっていただいている方などを対象と考えている。子育てに関しては、今回の生涯学習施設が、子育て世代も加わった中で、多世代が交流できる拠点施設をコンセプトに掲げており、そういう面で、図書館や公民館利用者以外の世代の意見を反映させたく、利用者とは別に子育て世代を挙げているところである。

○天木義人委員

第2条第2号、市長が必要と認める事項とあるが、前に掲げるものの他、どのようなことを想定しているか。

○佐久間生涯学習課長

委員の任期とも関わるが、基本的には委員は、設計・着工するまでが1つの任期となると考えており、最初に概要及び機能、候補地というところを、まずは骨格として答申いただきたいところではあるが、その他で施設の運営のあり方などが設計の段階で関わるようなことがあれば、市長が必要と認める事項として諮問することなどを想定している。

○天木義人委員

着工まで運用面にも関わる諮問をすることであれば、書いておいたほうが良いのではないかと思う。市長も諮問することが多岐に渡る。その辺を明確にしては。曖昧では意見の誘導になるのではないか。

○佐久間生涯学習課長

今の時点では流動的で、そういう可能性もあるというところで、実際に設計段階から運営のあり方まで入るかどうか検討しているところであり、それらの状況を踏まえた中で、そういうこともあり得るということで挙げている。まだ分からぬ部分もあり、前号に掲げるもののほか、と含まれている。

○渡辺雅茂委員

審議会の委員の選定に差を感じており、選定結果は発表されるかと思うが、選定された者が公平・中立な立場であると審議する場は設けられるか。

○佐久間生涯学習課長

選出にあたり適任かどうかの審査、公表は考えていない。まずは委嘱し、どういう経歴で選出されたかは公表するが、審査するなどは想定していない。

○渡辺雅茂委員

この人たちに決まったと発表し、進められていくことでよいか。

○佐久間生涯学習課長

そのように進める。

○丸山孝博委員

今回提案された審議会を設置する条例はいつ頃から言い出したかと思い調べたが、7月21日の市民説明会の場が初めてではないかと私は捉えている。それまでは審議会を設置するということは一切、言っていない。私はこの審議会の設置というのは唐突に受けとめている。審議会委員の報酬の市長の提案理由の説明では、生涯学習施設の整備に向け、検討進めため計上したとされているが、この説明は本来、計画案を提出する以前に私は行うべきだと思っている。これまでの生涯学習施設の整備計画は、一体何だったのだろうということになるし、なぜ今、審議会を設置することに方向転換をしたのか。なぜ審議会なのか。

○佐久間生涯学習課長

これまで、市報等やパブリックコメントを受けてのお知らせ、市民説明会を受けてのお知らせなどで伝えてきたが、候補地について様々意見が寄せられているところで、当初の計画案では最有力候補地として嘉平山を入れたが、それがもうあたかも決まったかのように捉えられたところもあり、まずは最有力候補地ということについて、今回の基本計画案の見直しの中では削除し、これまでお知らせしてきた通り、審議会という場を設置し、様々な立場の意見を反映させた中で、公平・中立に決定し審議をいただく。審議いただいた内容を踏まえ、最終的に市長が判断する。そういう公平・中立に審議いただくのが望ましいということから、本審議会の設置に至った。

○丸山孝博委員

パブコメを行い、色々な候補地で色々な意見があった。最有力候補地ではなく、改めて審議会を設け、そこで議論し答申してもらうということにしたいし、するのだと。そのための審議会だと今の説明で受けとめたが、審議会に全く委ねてしまい、今までの市民の意見はどうだったのかということになるが、この4月から6月のパブコメで当然建設候補地について

の意見はたくさんあったが、その中で、建設候補地も含めた内容を、審議会を設けて行うべきだという意見はあったか。

○佐久間生涯学習課長

パブリックコメント等の意見聴取の中では、審議会の設置を求めるという意見はなかった。

○丸山孝博委員

パブコメでも審議会を設けるべきだという意見はないので、審議会を設けなくても別にいいのではないか。4月に公表した計画案では、今後のスケジュールについて審議会を設置することは記載されていなかった。ここで説明した際、パブコメでも言わるように審議会を求める意見はなかった。市長の思惑で無理やり審議会を設置すると、そう変更したと考えられるがどうか。

○高橋晃副市長

パブコメの中では審議会の設置を求めるという意見はなかったことは事実であるが、はどうやって多くの市民の意見を集約していくかという方法の1つは、やはりこういった審議会である。ぶれすぽ胎内を作る際も、最終的には審議会。市民から意見聴取した中で、候補地等を決定し諮問をいただいたという経緯がある。それらを総合的に考えた時、より市民から意見をいただくために、やはりこの方法がいいのではないかという判断をした。

○丸山孝博委員

4月に計画案を出した時の今後のスケジュールに、審議会を設置するというのは無い。それが何で今更出すのかという疑問に答えて欲しいということである。パブコメで建設候補地について嘉平山に対する批判がたくさん出てきていて、これは審議会を通して、お墨付きを与えるような審議会になるのではないかと個人的には思うが、それでは良くないのではないかと思う。だから当初の計画案であれば良いと思うし、審議会ではなく、計画通りに行えばもっと早く進められる。いちいち審議会を通さなくとも行える。途中で審議会を入れてきて、やっぱり私はおかしいと思う。諮問に当たり、建設地については5か所の案を提出することになるのか。

○佐久間生涯学習課長

審議会で検討いただく。まずは資料として、現在、パブリックコメントを実施しているが、その結果を受けた基本計画案が大きな資料となる。その資料の中に、現時点で掲げている5

つの候補地を記載しているが、この中からということを限定せず、審議会の中で他の場所はどうかというような意見があれば、それは拒むものでないように進めていきたいと思っており、この5か所の中からということで進めるではなく、一応掲げている候補地が今現在5つだというところでスタートしたいと思っている。

○丸山孝博委員

嘉平山は市で有力候補地としていた。有力候補地が全く無視されるということは、私は審議会が設置された場合には無いと思う。パブコメや市長選挙で、嘉平山の建設はもうだめだと突きつけられているわけである。私は少なくとも、諮問する時に嘉平山を除いて諮問するということぐらいしないとだめだと思う。それについて今日市長が不在なので、それについての答弁は不要だが。条例案そのものについて伺いたい。第1条で、市民の多様な意見や専門的知見をもとに、公平・中立な立場から助言・提言を得るとともに、としているが、まず、市民の多様な意見。これについては、数回のワークショップ、あるいはパブリックコメント、そして2度にわたる説明会を実施してきている。それでもなお、条例を設置して市民の多様な意見が必要なのかどうか。どう考えているか。

○佐久間生涯学習課長

それぞれの立場や視点から幅広く拾い上げたいため、このような委員構成である。今まで検討委員会等で様々意見をいただいてきたが、その時点では、現実的にどうかというよりも、どういった施設が望ましいか、という話を進めており、実際にそれが必要かどうかといったところについてまでは。例えばパブコメの中でも、子どもの遊び場について無くとも良いのではないかとか、ゆったりとした空間でというコンセプトだが、小さくすればこの場所でも良いのではないかとか、そういった様々な意見があるので、実際に利用が見込まれる皆さんの視点から意見をいただき、それを総合的に判断いただくことができる、そういった審議会にしたいと考えている。

○丸山孝博委員

専門的知見と書かれており先ほども質疑があったが、本来このようなことは、計画案を提出する時点で専門的な知見を終えておくものではないかと思う。今になってなぜこんなことがされるのか理解できない。これについては先ほど答弁あったので省く。それから公平・中立な立場から助言・提言を得ることにしているが、何を根拠に公平・中立と言えるのかということになる。公平・中立というのはどんな基準、何をもって保たれるのか。

○佐久間生涯学習課長

公平・中立については、偏った意見だけではなくということでの公平・中立として表現させていただいた。今まで生涯学習課が中心に基本計画案を取りまとめ、そこから導かれる候補地として、ここは有力候補地ではないかと伝えてきたところであるが、行政だけで決定するのではなく、市民、有識者に関わっていただき、今一度審議いただくようにしていきたいと思っている。

○丸山孝博委員

偏った意見というのはどういうことなのかということにもなる。この審議会を設置するにあたり、委員は行政がお願いする。行政側がお願いするから、公平・中立なのかということは、私は保たれないのではないか。なぜ公平・中立という言葉をわざわざ入れるのか、色々考えたが理解できない。公平・中立とは何なのかということは、分かるようなことを示して欲しい。それは難しいと思う、だからできないと思う。にもかかわらず、公平・中立ということをわざわざ入れるのだろうと。偏った意見とは何だろうということになる。それで、第3条の審議会の委員は15人となっている。公平・中立でなければならぬことになるが、これはどうなのか。特に、公募による人達はどうやって公平・中立を見極めるのかということになる。誰の判断でどういう基準で保たれるのかが明確にないと、公平・中立というのが担保されないということでは。問題があると思う。第2条で、所管事項として(1)生涯学習施設の概要及び、機能並びに建設候補地に関する事項とある。まず概要とあるが、概要というのは要点や大まかな流れを簡潔にまとめたものと言われており、これは約8年間も検討して、計画案を示しておきながら、なぜ今作るとか作らないかということになる。概要というのは作るか作らないかということも含まれるわけである。そういうことを諮問する必要があるのか。私には意味不明で、概要についてのねらいは何なのか。

○佐久間生涯学習課長

まず概要について、今回審議会で諮問することの大きい部分としては、候補地をどこにするか十分審議いただきたいというところだが、候補地を選定するにあたっては、どういった施設かを想定し、どういった機能をそこに期待するか、というところは関連する話であるので、第1号で概要とあるのは、今、整備しようとしている基本計画に掲げる施設の概要ということを入れた上で、候補地も判断していただく、ということで入れたものである。あと、委員の公平・中立を担保ができるかということについては、様々な視点から審議会に入っていただくということで委員を構成したいと考えており、例えば公募で選ばれた方が、自分自身の経験や立場での発言があったとしても、それは1つの意見として、それを踏まえた上で様々な意見等を協議していくことで担保されるのではないかと考えている。

○丸山孝博委員

10月1日からパブコメを実施している。パブコメの内容を見ると、2ページに基本構想の概要というのを新たに設けていた。全く新たに出た訳である。この計画案にある概要ではだめなのか、ということになってしまう。審議会で概要まで審議するということになる。この概要で私は十分だと思う。それをもし審議会が見直してくれということで、まさか諮問する訳ではないと思うが、そうなれば市の面子も丸つぶれになってしまうと思う。この計画案の概要以外にどんな対応があるのかと考えてしまう。審議会で概要を審議してもらうと言っても、立派な概要ができているから、私はまるっきり必要ないと思う。概要というのは、大まかな問題を、作る、作らないも含めて捉えることであり、もう十分で、これを審議会で諮問してどうするのだと考えてしまう。次に機能がある。機能というのは、計画案では基本的な機能は図書館、公民館、交流施設の3つの機能を持った複合施設となっている。そういう立派な整備方針を設定している。機能について審議会でどんな議論が必要なのか、これ以上何を諮問するのかということについて、私はとても疑問なので教えていただきたい。

○佐久間生涯学習課長

繰り返しになるが、候補地を選定するにあたり、確認事項として、どういった施設を作ろうとしているのか、その施設ではどういった機能で、どういった市民に来ていただき、どういう効果を望むのかは、セットで考えるというところで含ませていただいているので、機能等について十分承知しないまま選定には本来入らないものとは思っているが、改めてそこに入れて、それを踏まえた中での候補地選定ということでの規定ということで理解いただきたい。

○丸山孝博委員

機能というのは立派な計画案があり、必要ないのではないかという意見である。また、並びに建設候補地とあるが、これは専門的な知見を踏まえてということだろうが、最初の計画案で有力候補地とした嘉平山とする際に、専門的知見を有する方からの意見聴取は行ったのか。行わないでそこが最有力候補地と指名したのか。

○佐久間生涯学習課長

当初の基本計画案の中では掲げていなかったが、市有地を確保できる場所を挙げながら、確保できる敷地面積や周辺の道路環境など、そういったところを比較検討した中で、有力候補地として嘉平山を掲げたところである。それについて、専門的というのは生涯学習課でプロジェクトチームなどを踏まえながら導いたところであり、その後、専門的知見から場所についての検討はやっていない。そこで、今回は審議会で設置し、そのような観点からも意見を聞いて審議いただき、より望ましい方向性ができればと思っている。

○丸山孝博委員

一番大事な概要及び機能は、整備計画案として立派なものがあり必要ないのではないか。審議会は必要ないのではないかと思う。それから、建設候補地については5つの案を示してパブコメを行っているが、もう出尽くしている。その結果を、市民の意見というのを尊重して受けとめるべきだ。建設候補地をどこにするかも含めて審議会に諮問するが、少なくともパブコメや市長選挙で示された、嘉平山以外という市民の声を尊重した姿勢を示すべきだ。そうでなければ審議会は必要ないと思う。最後に聞くが、35万4,000円の報酬が上がっているが何回ぐらい行うのか。

○佐久間生涯学習課長

現時点年度内4回を想定して予算計上した。

○佐藤武志委員

審議会で市民を加えて審議する。疑問に思うが、議員や様々な分野で活躍してきた委員が参加して、7、8年も問題に取り組んできて、1週間足らずの審議会を開いて、その人達の意見を重視して決めるということは、議会を軽視している。問題じゃないですか。私はそう思うが意見を聞きたい。

○佐久間生涯学習課長

審議会の開催にあたり、先ほど申し上げた基本計画案が大きな資料となるが、これまでのパブリックコメントでの意見聴取の内容や、様々な機会で意見をいただいたもの、議会での内容も含め、それらをすべて審議会に示した中でと考えているので、今までいただいた意見を白紙にして行うものではないということを理解いただきたい。

○天木義人委員

候補地が5か所ある中で、私が提案した旧柴橋小学校、そこには道路が狭いとあるが、どれだけの道路であれば良いのか。もう1つは渋滞が予想されるというが、どういう予想をすればそうなるのか。デメリットしか言わないのか。間近に広い道路があり、あそこが狭いとなるとどんな道路が必要なのか。

○佐久間生涯学習課長

旧柴橋小学校に関しては、まず出入りする箇所が県道沿い1ヶ所だけで、裏の方にも農道

はあるが、農道自体はそれほどではなく、2車線もなく行き来できる場所ではない。県道側も歩道が非常に狭く、出入りがあった場合、渋滞または安全対策が必要という認識であり、候補地のメリット・デメリットではそのように記載した。他の場所と比べて良いといったパブコメの意見はいただいているが、今後、審議会を立ち上げた際には十分検証いただきたいと思う。

○天木義人委員

出入口が1か所しかないという候補地は他にもある。2、3か所もある場所はそう無いと思うので、それは詭弁だと思う。候補地を決める答申はいつ頃の予定か。

○佐久間生涯学習課長

まだ審議会の人選、召集もしていない段階で、いつかは未定である。計画では令和11年度中の供用開始と当初から掲げており、そのスケジュール通りに進むとすれば、今年度中には国の交付金の申請等もあり、それに間に合うような形で答申いただければと考えている。

○渡辺宏行委員

審議会のメンバーは最初に立ち上げた検討委員もメンバーに入る可能性はあるのか。

○佐久間生涯学習課長

それはあり得る。まだ委嘱も了解を得ていないが、その方々も対象と考えている。

○渡辺宏行委員

今回示された見直し案は、中身を見てみると基本構想を計画の中に加えたとある。中心市街地以外に施設を建設する場合、公民館や図書館を既存のまま残すことが加えられた。後は候補地で、5つの候補地しか入っていない。これから審議会でどう議論され、見直しする部分もあるかもしれないが、おそらくこの市長選挙中の対策みたいに私は捉えたのだが。この審議会の日程の落としどころというか、このまま候補地をこうしますというパブリックコメントだけで、また見直した中で計画案を提案する。最終的な案を受けて提案することについて、市民の声が無いと。そのために審議会を立ち上げて、公平・中立という言葉を使っているが、果たしてそれが本当にどこまで中立という感じになるのか、私自身も疑問に思っている。だからその落としどころを、やはりこの公平・中立を図るのであれば、審議会で市民が納得できるような落としどころを議論してもらわないと、何で最終的にこうなのかということになる可能性もある。候補地が決まらない中で他の中身や色々な案件を決めるのは非常に

難しい。予算的な面からも踏まえて、逆に言えば、早めに工事だけでも先行してという気がしないもない。その辺の議論はなかったのか。

○佐久間生涯学習課長

今までパブコメは広く意見聴取したものであり、そればかりではなく、様々な場を設けて意見を開いてきているところであるが、それだけで判断するということではなく、それらも踏まえた中で深く議論して、その上で候補地を導いてもらうという過程を、皆さんが納得いただけるような中で示して、最終的に望ましい場所が決定されるというのが、今後、円滑に進める上でとても大切なのではないかと考えている。場所が決まらないことには交付申請等もできないので、まずは場所を、概要、機能も踏まえた中で決めていただく、そのような審議会の進め方を考えていきたい。

○羽田野孝子委員

審議会で答申を受けて決定となる。ふれすぽ胎内もそうだったと言うことだが、市民はなんか上の方でさっさと決まってしまう、そういう感覚が抜けない。私は審議会よりも、どうやって皆さんの市民の意見を集約できるかを考えないのだろうと思う。パブリックコメントにも市報でも、思うことがあったら書いて出してくださいみたいな、そんなことをされれば皆さん納得する。上で決めて答申を受けて決まるなんてことは面白くない。普通一般の人の意見が反映された形で決まるようでないと、今そういう時代じゃないと思うが。

○高橋晃副市長

委員が話したことがパブリックコメントということである。一般市民の方が広く意見を述べることができる。

○羽田野孝子委員

何件パブリックコメントがあったか。

○佐久間生涯学習課長

7月から9月にかけて行ったパブリックコメントは59件。匿名も含めてだが。パブリックコメント以外でも、匿名が多いが、こうしたらどうかという意見はいただいている。それを含めて、生涯学習課で判断するのではなく、判断する前の段階として、審議会で審議いただいたものを踏まえて、最終的な市長の判断ということになるが、その過程として今回審議会を設置したいと考えている。

○小野徳重委員

委員の組織構成はこれでいいと思うが、市の将来を担う若い人、特に学生。これらを決める際に、若い人や学生の意見を聞くという話は出なかつたか。

○佐久間生涯学習課長

審議会の公募委員で、高校生以上を対象として公募したいと考えている。そこで高校生なり大学生なり、学生の応募があればいいと考えている。

○小野徳重委員

現役世代の方々が出てくる。将来的に胎内市を担う方々も入るべきだろう。最後の第5号に、その他市長が適當と認める者とあり、この中に加えてもらい、できるだけ若い方々の意見を集約し、答申に載せるということで考えていただきたいと思う。

○佐久間生涯学習課長

参考にさせていただきたい。

○渡辺雅茂委員

生涯学習施設の概要及び機能並びに建設予定地というに関する事項で、建設予定地は1つになるのか。

○佐久間生涯学習課長

1つに絞り込んで答申いただきたいと考えている。

自由討議

無し

採決

採決は異議があるので、起立により行う。

議第79号は原案の通り可決すべきと決することに、賛成の方の起立を求める。

(起立多数)

起立多数と認める。
よって、議第 79 号は可決すべきと決定する。

議第 81 号 動産の取得について

藤川財政課長説明

小中学校で使用する学習用端末を取得するもので、導入費用等の削減が期待できる県域での共同調達に参加することとし、令和 7 年 3 月 17 日に新潟県においてプロポーザルが行われた結果、最優秀提案者として選定された富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社新潟支社と 1 億 3,699 万 207 円で契約を締結するもの。納入期限は令和 8 年 1 月 31 日までとする。

質疑

○渡辺栄六委員

学習用端末を県域で共同調達しプロポーザルで決定する際に、価格や質などを総合的に評価するのはどこか。

○井上学校教育課長

プロポーザルの要件などは、新潟県学校 ICT 環境整備推進協議会の共同調達部会で決めたものである。そこで機種の要件などの仕様を決めてプロポーザルが行われ、今回の相手方に決定したところである。

○渡辺栄六委員

学習端末を使用して何年か経ち、これまで使用してきた中で不具合も含め、自治体で端末を使用して課題を抱えていると思うが、各自治体や小中学校の要望、意見などは反映されているか。

○井上学校教育課長

各県内の自治体で使用したい学習 OS の要望もあり、現場の先生方からの要望も聞きながら決めたと伺っている。

○渡辺栄六委員

県域で共同調達ということで、県域すべての自治体で共同調達するということか。

○井上学校教育課長

国の補助金の採択要件が、県域で共同調達するというのが補助金の採択要件になっている。来年度、県下一斉の自治体で更新するのではなく、自治体によって1人1台端末の更新時期が違うので、市は来年度を予定しているが、別の自治体では再来年度など、各自治体で導入年度に差があるが、県下の自治体は全て共同調達の制度に乗り更新するとなっている。

○渡辺栄六委員

共同調達により金額が削減されているとのことだが、どの程度削減されるか。

○井上学校教育課長

補助金の額では、契約額が1億3,700万円程度のうち、市の場合は補助金で7,348万円となる予定である。その他残りの額を起債で賄う。

○渡辺栄六委員

今回の補正予算でも、端末の不具合が出て修繕ということで計上されているが、今回、新しく端末を購入するにあたり、私が一般質問したときにはリース方式で行うと方向性が示されたが、そういうことも含めて、途中で各費用がかさむようなことが今後も考えられるが、リース方式であってもそれらが含まれるのか。

○井上学校教育課長

当初予算ではリースで導入したいとお願いしていた。6月補正の際に、国で新たなデジタル活用推進事業債ができる、こちらの方が優位であり、補助金と起債を活用して備品購入という形で進めたいため、今回お願いするものである。修繕については、現在使用する端末は故障が進んでおり、故障率は25%ぐらいとなっている。今度導入する端末は既に導入している自治体に聞くと、故障率は1%程度ということで、今使っている端末に比べ圧倒的に故障は少なくなると見込んでいる。

○小野徳重委員

これは全て更新と考えて良いか。

○井上学校教育課長

その通りである。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で総務文教常任委員会を閉会する。

閉会 (11:34)